

第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画の一部変更について

1. 背景

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等（以下「基本指針等」という。）の改正に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更が必要となりました。

なお、見直しを行う場合は、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定により、審議会（城陽市子ども・子育て会議）の意見を聞くこととされていることから、本会議の審議に付すものです。

2. 基本指針等の改正概要

市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しの対象となる基本指針等の改正概要は以下のとおりです。

新設：基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。

（市の考え方）

第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画に上記の記載はないため、追記する必要があると考えます（資料4、資料5参照）。

3. 乳児等通園支援の量の見込みの算出方法等

【国の示す基本的な算出式】

<必要利用定員総数（量の見込み）>

必要受入れ時間数（対象年齢の未就園児数 × 月一定時間） ÷ 定員一人1月あたり受入れ可能時間数

（市の考え方）

・ 国の示す基本的な算出式を使用

・ 対象年齢の未就園児数 = 推計児童数 - 保育所等利用児童数

（推計児童数、保育所等利用児童数は第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画の数値を引用）

(単位：人)

令和8年度	推計児童数	保育所等利用児童数	差し引き
0歳児	206	88	118
1歳児	439	290	149
2歳児	404	277	127
合計	1,049	655	394

※0歳児は生後6か月からの利用のため、0歳児童数(412人)を2で除している。

- ・月一定時間 = 10時間(国基本)
- ・定員一人1月あたり受入れ可能時間数 = 月176時間[8時間 × 22日](国基本)

<令和8年度必要利用定員総数(量の見込み)>

0歳児 118時間 × 10時間 ÷ 月176時間 ≒ 7人

1歳児 149時間 × 10時間 ÷ 月176時間 ≒ 8人

2歳児 127時間 × 10時間 ÷ 月176時間 ≒ 7人

また、提供体制の確保の内容(確保方策)は、量の見込みと同数で見込むこととし、令和9年度以降は令和8年度の見込みと同数で見込むこととします。